消防だより

Vol.047

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

上ノ国町消防団救命講習について

令和5年3月26日㈰にジョイ・じょぐらにて上ノ国町消防団救命講習を開催し、団長ほか11名が参加しました。突然の怪我や病気で呼吸や心臓が止まってしまったとき、命を救うためには救急隊が到着するまでの「あなた」の応急手当が必要となります。

救命講習では、心肺蘇生やAEDの取扱いなどについてを学ぶことにより、万が一に備えた知識や技術を習得できます。上ノ国消防署では一人でも多くの命を救えるよう救命講習を開催していきたいと考えています。興味のある方は上ノ国消防署までご連絡ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入している被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染（疑いを含む）した場合に、傷病手当金を支給できる場合があります。

◆対象者

○以下の条件をすべて満たす方
- 北海道後期高齢者医療制度被保険者であること
- 給与などの支払いを受けている者であること（賞与は除く）
- 業務災害以外の理由による感染症などのため労務に服することができず、受けることができるはずであった給与などの全部または一部を受けることができない者であること

◆支給額の計算方法

○直近3ヵ月間の給与収入合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数

※支給対象日は、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降の「就労を予定していた日」となります。

※1日当たりの支給額に上限があります。

◆支給対象期間

○令和5年5月7日㈰までの間に新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり、感染が疑われる場合において、その後、労務に服することができなかった期間。

※入院が継続される場合などは、支給を始めた日から通算して1年6ヵ月まで対象となります。

※支給申請を受ける権利は、労務に服することができない日ごとに、その翌日から2年間となります。

◆申請方法

○申請には事業主の証明書が必要となります。また、入院した場合は医師の意見書が必要となります。

○申請をする場合は、必ず事前にお住まいの市区町村へ連絡し、必要書類などを確認してください。

【問い合わせ先】　北海道後期高齢者医療広域連合　☎０１１－２９０－５６０１
または　住民課　戸籍保険グループ

＊～南部桧山衛生処理組合からお知らせ～＊

問い合わせ先：南部桧山清掃センター
☎０１３９－５３－６３０１

5月9日㈫の10時～12時までは、計量器の定期点検のため施設へのごみの受入はできません。